

両用品目輸出許可証管理弁法(改訂草案意見募集稿) 2025 年 9 月 16 日

第一章 総則

第 1 条 国の安全と利益を維持し、拡散防止などの国際的義務を履行し、両用品目の輸出許可証の管理を強化し、規範化するため、「中国輸出規制法」、「中国対外貿易法」、「中国税関法」、「中国両用品目輸出規制条例」などの法律法規に基づき、本弁法を制定する。

第 2 条 輸出規制を実施するための両用品目輸出許可証管理には、本弁法を適用する。

第 3 条 商務部は、全国両用品目輸出許可証の窓口管理部門であり、関係部門と共同で両用品目輸出許可証管理弁法及び関連規則制度を制定し、両用品目輸出許可証管理弁法の実施状況を監督、検査し、法に基づき違反行為を処罰する責任を負う。

第 4 条 商務部割当許可証事務局(以下、許可証局と略称する)と商務部が委託した省クラスの商務主管部門は、両用品目輸出許可証発行機関(以下、発証機関と略称し、添付リストを参照)である。

商務部は、許可証局に、各発証機関の両用品目輸出許可証の発行業務を統一的に管理、指導、調整を委託し、許可証局は、商務部に責任を負う。省クラスの商務主管部門は、許可証局の統一管理の下で、受託範囲内の両用品目輸出許可証の発行の責任を負う。

第二章 両用品目輸出許可証の発行、受領及び使用

第 5 条 両用品目輸出許可証には、範囲、条件と有効期間などの関連内容を記載しなければならない。

両用品目輸出許可証に記載されている内容は、商務部が決定する。

第 6 条 両用品目輸出許可証の発行、受領、使用はペーパーレス方式で管理を実施する。特殊な状況の場合、紙の許可証を発行することができる。

第 7 条 発証機関は、商務部が許可した電子情報に基づき、相応の両用品目の輸出許可証を支給する。輸出事業者は、身分認証と電子署名の機能を備えた電子キーを用いて商務部業務システム統一プラットフォームにログインし、両用品目輸出許可証を受領する必要がある。

第 8 条 両用品目輸出許可証は、通常、「一許可一証明書」制で実施する、つまり証明書ごと 1 回のみ通関で使用することができる。同一契約で同一商品を分割して輸出する必要がある場合、輸出事業者は、許可申請時に商務部に分割輸出の相応の部数の許可証の発行を申請しなければならない。同一申請の分割数は最大 12 許可を超えてはならない。

税関は、企業の申請に基づき、同一契約に基づき同一日に提出された複数の申告書で税関商品番号が同一の商品に対して、数量を合算後、一つの両用品目輸出許可証に対する確認を行うとともに、単一の許可証に対応する実際の通関総量に基づき商務部にデータをフィードバックすることができる。

第 9 条 両用品目輸出許可証の有効期間は、1 年を超えないものとする。両用品目の輸出許可証は、承認された有効期間内に使用しなければならない。期限を過ぎると自動的に失効する。

両用品目輸出許可証を有効期間内に使用できないと予想される場合、輸出事業者は、許可証の失効前 20 営業日以上前に、商務部に延期許可を申請し、許可された後に新しい許可証が交付される。許可ごとに 1 回延期を申請することができる。

第 10 条 税関申告書の該当する申告項目は、両用品目輸出許可証に記載された規制品目、輸出業者、輸出先の国と地域などの重要な情報要素とそれぞれ一致しなければならない。

第 11 条 輸出事業者は、両用品目輸出許可証に明記されている範囲、条件と有効期間の使用許可証に厳格に従わなければならない。

第 12 条 税関商品番号が変更された場合でも、輸出規制の要件に変更がない場合、受領した両用品目輸出許可証は、有効期間内に継続的に使用することができ、許可証上の税関商品番号の変更を申請する必要はない。

第 13 条 発証機関は、税関からフィードバックされた実際の通関データに基づき両用品目輸出許可証と消込する。技術輸出の場合、輸出事業者の実際の技術輸出状況に基づき消込する。

第三章 特殊な状況の処理

第 14 条 大量、バラ積みの両用品目の通関時の超過数量は、両用品目輸出許可証に記載されている輸出量の 5%を超えてはならない。

第 15 条 国外の展覧会に参加、或いは出展するために国外に搬出される展示品について、輸出事業者は、規定に従って両用品目輸出許可を申請しなければならない。

非販売展示品については、両用品目輸出許可の備考欄に「非販売展示品」の文字を明記しなければならない。輸出事業者は、展覧会終了後 6 か月以内に、非販売展示品をそのまま国内に返送しなければならない。税関は、出国時の書類に基づき消込しなければならない。特殊な事情がある場合、税関に延期を申請することができる。但し、延長は、最長 6 か月を超えることはできない。

第 16 条 国外に両用品目のサンプル或いは実験用サンプルを搬出、及び対外贈与、協力、援助及びその他の方法で対外に移転する両用品目について、輸出事業者は、規定に従って両用品目の輸出許可を申請しなければならない。

第 17 条 郵便物の郵送方式による輸出、或いは携帯により両用品目を国外に持ち出す場合、輸出事業者は、規定に従って両用品目の輸出許可を申請しなければならない。

第 18 条 民間航空機部品の両方品目の国外修理、交換備品の輸出について別途規定がある場合、その規定に従う。

第 19 条 両用品目の輸出に法に基づき関連規制品目の輸出事業資格と輸出商品割当額を取得する必要がある場合、輸出事業者は、相応の資格条件を備えなければならない。

第四章 監督検査

第 20 条 両用品目輸出許可証は、許可証を申請して受領した輸出事業者のみが使用できる。

両用品目輸出許可証は、売買、譲渡、改竄、偽造と変造をしてはならない。

第 21 条 両用品目輸出許可証が発行された場合、いかなる単位と個人は、証明書の内容を変更してはならない。

両用品目輸出許可証の有効期間内に、輸出事業者が両用品目の種類、輸出目的国と地域、最終利用者、最終用途などの重要な要素を変更する必要がある場合、規定に基づき両用品目輸出許可を再申請し、原許可証を返却するとともに、輸出を一時的に停止しなければならない。

両用品目輸出許可証の有効期間内に、輸出事業者が両用品目輸出に関連するその他の重要でない要素を変更する必要がある場合、商務部に両用品目輸出許可申請を提出し、ありのままに関連証明資料を提出し、使用許可証の使用を一時的に停止しなければならない。変更が許可された場合、新たな両用品目輸出許可証を発行するとともに、原許可証を抹消する。これを変更しない場合、輸出事業者は、原許可証に記載されている範囲、条件、有効期限に従って輸出両用品目を輸出しなければならない。

第 22 条 輸出事業者は、両用品目輸出の最終利用者と最終用途証明書類及び契約書、領収書、帳簿、帳票、業務通信などの関連資料を適切に保存しなければならない。保存期間は 5 年以上である。法律、行政法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

第 23 条 いかなる単位と個人も、商務部に輸出事業者が「中国輸出規制法」、「中国両用品目輸出規制条例」と本弁法の規定の違反行為を通報することができる。商務部は、通報者の秘密を保持するとともに、法に基づき違反行為を調査・処分しなければならない。検証の結果が事実である場合、商務部は、関連規定に基づき通報者に奨励金を与えることができる。

第 24 条 発証機関は、速やかに税関に発証データなどの情報を伝達し、税関からフィードバックされたデータを慎重に照合し、毎月両用品目の輸出許可証の使用状況を検査し、輸出事業者に実際の輸出の輸送、到着、設置、使用及び最終利用者、最終用途で発見された異常などの状況を速やかに報告するよう促さなければならない。

第 25 条 許可証局は、各発証機関の検査を担当する。検査の内容は、証明機関が本弁法の実施情况及び本弁法違反の問題である。検査方法は、各発証機関の半年ごとの自己検査と許可証局の抜き取り検査を組合せた方法を実施する。

第 26 条 許可証局は、税関からフィードバックされた通関などのデータを照合し、発証機関から報告された問題をまとめ、本弁法第 25 条に基づく検査状況を商務部に報告しなければならない。

第五章 法的責任

第 27 条 許可を得ずに両用品目を無断で輸出し、両用品目の輸出許可証に記載された範囲、条件と有効期間を超えて両用品目を輸出、或いはその他の方法で許可証を違反して使用した場合、商務部は、「中国輸出規制法」、「中国対外貿易法」、「中国両用品目輸出規制条例」及び関連法律、行政法規の規定に基づき処罰する。

輸出事業者が実際に輸出した規制品目、輸出目的の国と地域、最終利用者、最終用途などの重要な要素と両用品目の輸出許可証の情報が一致しない場合、許可を得ずに無断で輸出したと見做す。

第 28 条 法律、行政法規の規定により税関が処罰する場合、「中国輸出規制法」、「中国両用品目輸出規制条例」などの関連規定に基づき処罰する。犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第 29 条 両用品目での監視化学品の違法・規則違反の輸出は、工業と情報化部が「中国輸出規制法」、「中国両用品目輸出規制条例」、「中国監視化学品管理条例」の規定に基づき処罰する。

第 30 条 詐欺、賄賂などの不正な手段で両用品目輸出許可証を取得、或いは両用品目輸出許可証を不法に譲渡した場合、「中国輸出規制法」などの関連規定に基づき処罰する。

両用品目輸出許可証を偽造、変造、売買した場合、「中国輸出規制法」などの関連規定に基づき処罰する。

第 31 条 第 15 条の規定に違反し、両用品目の輸出許可管理に属する非販売展示品を期限までにそのまま国内に返送せず、かつ税関が消込しない場合、税関は、関連規定に基づき処理し、かつ関係状況を商務部に通知する。商務部は、関係輸出事業者に警告、或いは 1 万元以下の罰金を科すことができる。

第 32 条 各発証機関は、権限を越え或いは発証範囲を超えて両用品目輸出許可証を発行してはならない。権限を越え或いは発証範囲を超えて発行された両用品目輸出許可証は無効である。

前項の両用品目輸出許可証について、事実が確認された場合、商務部は、これを取消す。税関が実際の監督管理或いは事件処理の過程で発見した上述の両用品目輸出許可証に関する問題について、発証機関は、明確な回答をしなければならない。

第 33 条 権限を越え或いは発証範囲を超えて発証した発証機関を、商務部は、その発証委託を一時停止或いは取消すことができる。発証機関の職員が職務怠慢、汚職、職権乱用で犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。なお、犯罪を構成しない場合、職場から異動し、法に基づき処分しなければならない。

第六章 附則

第 34 条 監視化学品の輸出入、商用暗号製品の輸入、核物質の輸出、前駆化学品の輸出入、放射性同位元素の輸入は、それぞれ「中国監視化学品管理条例」、「中国商用暗号管理条例」、「中国核輸出規制条例」、「中国前駆化学品管理条例」、「放射性同位元素及び放射線装置安全と防護条例」の関連規定に基づき許可申請し、関連行政主管部門の許可文書を得た後、本弁法を参照し両用品目輸出入許可証を申請し、使用することができる。

第 35 条 商務部は、税関総署と共同で「両用品目輸出入許可証管理目録」(以下、管理目録と略称する)を制定、調整し、かつ公告形式で公布する。

「管理目録」の品目を輸出する場合、当該品目が「管理目録」に税関商品番号が記載されているか否かにかかわらず、法に基づき両用品目輸出許可証を取得しなければならない。

税関商品番号は、通関申告の参考のみに供する。税関商品の照合結果を、両用品目に属するか否かの判定根拠とすることはできない。

第 36 条 「中国両用品目輸出規制条例」に基づき、一般許可或いは登録申告情報方式で輸出証明書を取得した場合、本弁法を参照し証明書管理を行うことができる。

第 37 条 両用品目の通過、積替、通運、再輸出、或いは税関特殊監督管理区域と保税監督管理場所から国外向け輸出は、いずれも両用品目の輸出許可を申請しなければならない。具体的弁法は、商務部と税関総署が制定する。

中国国内において、両用品目を税関特殊監督管理区域と保税監督管理場所間の搬入出、或いは税関特殊監督管理区域と保税監督管理場所外から税関特殊監督管理区域と保税監督管理場所に搬入する場合、両用品目輸出許可証は必要がなく、税関が監督管理を実施する。

第 38 条 商務部が委託した発証機関を調整したとき、調整日を以って、原発証機関は対応する両用品目輸出入許可証を再発行してはならない。輸出入事業者が発証機関の調整前に受領した両用品目輸出入許可証は、有効期間内に継続して使用することができる。

第 39 条 本弁法は、商務部、税関総署が解釈の責任を負う。

第 40 条 本弁法は、年月日より施行し、原「両用品目と技術輸出入許可証管理弁法」(商務部、税関総署令 2005 年第 29 号)は、同時に廃止する。

「貨物輸入許可証管理弁法」(商務部 2004 年 27 号令)、「貨物輸出許可証管理弁法」(商務部令 2008 年第 11 号)の両用品目の規定が本弁法と一致しない場合、本弁法に準じる。

法律、行政法規と商務部が両用品目の輸出許可証について別途の規定がある場合、その規定に従う。

注意: 上記は下記サイトの条文の日本語仮訳であり、正確な理解は原文でご確認ください。

参照サイト: https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zhxx/art/2025/art_f0b7dc37c5cc4ad6b06a068193a263d4.html

添付:証明機関リスト

商務部割当許可証事務局

北京市商務局

天津市商務局

河北省商務庁

山西省商務庁

内蒙古自治区商務庁

遼寧省商務庁

吉林省商務庁

黒竜江省商務庁

上海市商務委員会

江蘇省商務庁

浙江省商務庁

安徽省商務庁

福建省商務庁

江西省商務庁

山東省商務庁

河南省商務庁

湖北省商務庁

湖南省商務庁

広東省商務庁

広西チワン族自治区商務庁

海南省商務庁

重慶市商務委員会

四川省商務庁

貴州省商務庁

雲南省商務庁

チベット自治区商務庁

陝西省商務庁

甘肅省商務庁

青海省商務庁

寧夏回族自治区商務庁

新疆ウイグル自治区商務庁

新疆生産建設兵団商務局

大連市商務局

青島市商務局

寧波市商務局

アモイ市商務局

深セン市商務局

以上